

「振替決済口座管理規定」一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：平成25年10月1日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔現行どおり〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔現行どおり〕</p> <p>第4条～第42条〔現行どおり〕</p> <p><u>平成25年10月1日</u> 一部改定</p>	<p style="text-align: center;">株式等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔略〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔略〕</p> <p>第4条～第42条〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔現行どおり〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔現行どおり〕</p> <p>第4条～第18条〔現行どおり〕</p> <p><u>平成25年10月1日</u> 一部改定</p>	<p style="text-align: center;">国債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔略〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座開設申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔略〕</p> <p>第4条～第18条〔現行どおり〕</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔現行どおり〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔現行どおり〕</p> <p>第4条～第20条の2〔現行どおり〕</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;">一般債振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔略〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔略〕</p> <p>第4条～第20条の2〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔現行どおり〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔現行どおり〕</p> <p>第4条～第19条〔現行どおり〕</p> <p>平成25年10月1日 一部改定</p>	<p style="text-align: center;">短期社債等振替決済口座管理規定</p> <p>第1条～第2条〔略〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔略〕</p> <p>第4条～第19条〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p>	<p style="text-align: center;">投資信託受益権振替決済口座管理規定</p>

新	旧
<p>第1条～第2条〔現行どおり〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>取引時確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔現行どおり〕</p> <p>第4条～第19条〔現行どおり〕</p> <p><u>平成25年10月1日 一部改定</u></p>	<p>第1条～第2条〔略〕 (振替決済口座の開設)</p> <p>第3条 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い<u>本人確認</u>を行わせていただきます。</p> <p>2、3〔略〕</p> <p>第4条～第19条〔略〕</p>